

町会報

えひめ

2013
10
Vol.55

発行所／愛媛県町村会・愛媛県町村議会議長会
〒790-0001 松山市一番町4丁目1番地2
TEL089-941-7598(代表)
FAX089-945-1318



▲石畳水車まつり



▲五十崎文化祭



▲うちこ文化祭



▲小田の郷ふるさとまつり

Contents

災害共済関係事業の加入推進打合せ	2
町村監査功労者表彰式・町村監査委員全国研修会	2
随想 三好幹二西予市長	3
普通地方交付税額調	4~5
町からのお知らせ	6
一筆	7
10月の行事	7
全国町村議会議員団体医療保険のお知らせ	8

内子町「文化祭・農業祭」

11月上旬、町内各地で文化祭・農業祭が開かれます。バザー、展示、出し物などのさまざまな催しを行い、来場者を楽しませます。

災害共済関係事業の加入推進打合会を開催

県町村会・全国町村職員生活協同組合県支部では、10月30日、県農業共済組合連合会会議室で「平成25年度災害共済関係事業加入推進等実施に伴う事務打合会」を開催し、加入団体の担当職員17名が出席した。その内容は次のとおり。

【10月30日(水)】

- 災害共済事業の事務分担について説明
- 全国町村会災害共済部庶務課長 直江 史彦氏
- ①全国自治協会災害共済事業・全国町村会保険事業の概要及び加入推進について
- ②全国町村職員生活協同組合災害共済事業の概要及び加入推進等について
- 各共済事業の事務取扱上の留意事項について
- ①災害共済事業全般について
- ②公有建物災害・自動車損害共済事業
- ③全国町村等職員任意共済事業
- ④全国町村職員生活協同組合事業・特定疾病保険事業
- ⑤公有自動車・生協自動車事務処理受付事務について



全国町村会 直江課長



- ⑥公有自動車・生協自動車事務処理査定事務について
- 打合せ
- ・保険会社から
- 千里
- (株)三井生命
- (株)損保ジャパン
- 日本生命相互会社
- ①団体生命(弔慰金)事業
- ②総合賠償補償保険事業
- ③全国町村職員生活協同組合事業(車両共済)
- ④特定疾病保険事業
- ⑤非常勤職員公務災害補償保険事業
- ⑥自治会活動保険事業
- ⑦全国町村等職員任意共済保険事業
- ⑧全国町村等職員個人年金保険事業
- その他・質疑応答



町村監査功労者表彰式

町村監査委員会全国研修会

白石松前町監査委員が受賞

全国町村監査委員協議会主催による「町村監査功労者表彰式・町村監査委員全国研修会」が、10月8～9日に東京メルパルクホールで開催され、全国から1,400人の関係者が参加して盛大に開催された。本県からは25名が参加。

表彰式では、総務大臣(代理)、藤原全国町村会長及び蓬全国町村議長会長長からの祝辞の後、監査委員として7年以上在職し功労のあった方86人、監査事務職員として10年以上在職し功労のあった方7人の合計93人が表彰された。なお、本県関係では白石雅造松前町代表監査委員がその栄に浴した。



引き続き開催された全国研修会では、まず、「地方自治の展望と課題」と題して、明治大学教授の牛山久仁彦が、次いで「監査制度・監査委員の役割」と題して、日本大学教授の小関勇氏の講演が行われ、1日目を終了。

2日目は、「効率的監査の執行と監査責任について」と題して、公認会計士の池田昭義氏の講演があり、2日間の全日程を終了した。

なお、今回は県下全町から監査委員の出席があったことから、1日目の研修終了後に意見交換会を実施し、交流を深めた。

平成25年度町村監査功労者表彰式 第23回町村監査委員全国研修会日程

場所：メルパルクホール

月日	時間	プログラム	
10/8 (水)	12:00~13:00	受付	
	13:00~13:05	会長あいさつ	全国町村監査委員協議会会長
	13:05~13:30	町村監査功労者表彰 表彰状授与 来賓祝辞	受章者代表 ○総務大臣 ○全国町村会会長 ○全国町村議長会長 受章者代表
		受章者代表謝辞	
	13:45~13:50	開講あいさつ	全国町村監査委員協議会副会長
10/9 (木)	13:50~15:20	地方自治の展望と課題	明治大学教授 牛山久仁彦氏
	15:30~17:00	監査制度・監査委員の役割	日本大学教授 小関 勇氏
10/9 (木)	9:30~11:30	効率的監査の執行と監査責任について	公認会計士 池田 昭義 氏
	11:30~11:35	閉講あいさつ	全国町村監査委員協議会副会長

随想



「認定された 四国西予ジオパーク」

西予市長 三好 幹 一

町村会事

務局より随
想の寄稿依
頼がありま
したが、今
は市長会に
帰属してい

る立場でありますので少々躊躇いたしました。「賛助会員ですのでお願いいたします」との言葉をいただき、遠慮なく書かせて頂く事にしました。

西予市は、いわゆる平成の大合併で5町が合併をして平成16年4月に誕生いたしました。元々は町の集合体ですので以前は町村会の一員として親しく活動をさせていたでいて退職手当事務を始め市町総合事務組合に関する事務には加入させていたでいており、町村会の賛助会員としてお付き合いをさせて頂いています。私の考えは、町村会の立場と市長会の立場を知る者として、誤解を恐れずに言わせて頂くなら、相互の橋渡しを出来ればと思っています。

さて、話しはがらっと変わって本題に入りますが、私も西予市が希求してやまなかつた四国西予ジオパークが9月24日日本ジオパーク委員会から日本ジオパークとして正式

に認定されました。予想外の大きな反響で、市も市民もまた関係者も喜んでいきます。

しかし、新聞やテレビを見られた方の多くは「ジオパークって一体何？」と思われるようでありまして、ここで少々説明をさせて頂きます。

ジオとは、地球・大地・地質の意味で、ユネスコの支援のもとで世界ジオパークネットワークが推進しているものです。地球活動の遺産を主な見どころとする自然公園とも言えます。ただ、このジオパーク概念はそれをさらに広げ、生態系や考古学的・文化的な遺産、人が生み出す伝統文化、さらには食文化も対象です。したがって、自然遺産の保全や教育、そして観



▶ジオ認定セレモニー

光などが主なテーマとなり、四国西予ジオパークは、西予市の全域をまわるとして、ジオパークとして、海抜

0メートルから1,400メートルの標高差の中で「多様性」がぎっしり詰まっています。地球科学において非常に有名である4億5千年前の日本最古級の黒瀬川構造帯が西予市を貫き、その素晴らしい地層を見ることが出来ます。カルスト台地・リアス式海岸・河成段丘が織り成す美しい自然、そこに花開いた古代からの歴史文化遺産があります。

予市では多くの市民がこのジオに関心を持ち、関わることで自分の住む所を誇りに思い、ジオスポットの宝探しが始まっています。またジオガイドが育っています。心を癒す旅、家族と小旅行をする旅、あるいはジオの大地に育った産品を購入する時西予市が、いの一歩に浮かぶこと、それが願いです。

四国西予ジオパークを是非来て見てください。皆様自身が新しい宝物に遭遇するかも知れません。

四国西予ジオパークが誕生

西予市は、このたび「四国西予ジオパーク」の認定を受けました。

ジオパークとは、大地のことを学び、楽しむ自然公園で、現在、日本には三十二のジオパークがあります。

さて、四国西予ジオパークは、西予市全域をその範囲としています。

私たちのジオパークには、日本列島の成り立ちを考える上で非常に重要な「黒瀬川構造帯」とよばれる大変古い地層が顔をのぞかせ、少し場所を移動すれば、いろいろな時代の特徴ある大地の上に立つこともできます。

また、リアス式海岸や盆地、河岸段丘、V字谷、カルストなどの多様な地形が存在し、その大地の上で生きている動植物群、そこで生活を営んでいる私たちの文化や暮らし、ジオの恵みである農林水産物も豊かで多様です。

貴重な地質や地形を通じて地球の歴史に思いを馳せ、海・里・山をめぐりながら、大地と人との物語や昔と変わらない風景に心安らく、そんなジオツアーを皆さんに提供できるように、現在、頑張っているところです。

●問い合わせ
西予市商工観光課ジオパーク推進室
Tel.0894 (62) 6408



四国西予ジオパーク
SHIKOKU SEIYO GEOPARK
ジオロゴマーク



▲須崎海岸 (三瓶)



▲源氏ヶ駄場 (野村)



▲岩上田 (城川)



▲狩浜の段々畑 (明浜)



▲卯之町の町並み (宇和)

本県の市町の基準財政需要額その他

本県の市町の平成25年度基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税決定額及び財政力指数・標準税収額等は次のとおり。

財政力指数・標準税収入額等

区分 団体名	財 政 力 指 数				平成25年度 標準税収入額等
	23年度 【再算定後】	24年度	25年度	3カ年平均 (23~25)	
松山市	0.692	0.697	0.713	0.701	72,551,511
今治市	0.607	0.571	0.560	0.579	22,379,573
宇和島市	0.336	0.336	0.331	0.334	8,861,201
八幡浜市	0.343	0.349	0.343	0.345	4,049,577
新居浜市	0.745	0.744	0.750	0.746	19,190,862
西条市	0.716	0.711	0.717	0.715	17,254,994
大洲市	0.342	0.342	0.350	0.345	5,422,690
伊予市	0.411	0.419	0.424	0.418	4,330,067
四国中央市	0.820	0.814	0.797	0.810	16,036,058
西予市	0.242	0.243	0.245	0.243	3,877,199
東温市	0.488	0.499	0.503	0.497	4,338,592
市計					178,292,324
上島町	0.204	0.210	0.185	0.200	720,192
久万高原町	0.176	0.175	0.173	0.175	1,110,720
松前町	0.726	0.717	0.731	0.725	4,479,238
砥部町	0.455	0.457	0.453	0.455	2,399,533
内子町	0.250	0.257	0.262	0.256	1,803,270
伊方町	0.524	0.538	0.507	0.523	2,674,619
松野町	0.153	0.149	0.152	0.151	356,598
鬼北町	0.210	0.205	0.212	0.209	1,090,854
愛南町	0.224	0.228	0.230	0.227	2,229,687
町計					16,864,711
県計					195,157,035

普 通 交 付 税

(単位：千円)

区 分 団 体 名	基準財政需要額	基準財政収入額	財 源 不 足 額	普通交付税決定額	臨時財政対策債 発 行 可 能 額
松 山 市	79,416,248	55,711,284	23,704,964	23,652,426	9,707,884
今 治 市	37,827,935	17,222,635	20,605,300	20,580,275	3,863,363
宇 和 島 市	22,740,946	6,870,149	15,870,797	15,855,754	1,685,994
八 幡 浜 市	9,815,831	3,144,121	6,671,710	6,665,216	720,952
新 居 浜 市	20,091,229	14,746,939	5,344,290	5,330,998	2,890,991
西 条 市	21,004,166	13,267,277	7,736,889	7,722,993	2,363,164
大 洲 市	13,727,140	4,247,824	9,479,316	9,470,235	986,698
伊 予 市	9,172,799	3,367,210	5,805,589	5,799,520	730,459
四 国 中 央 市	17,564,426	12,335,031	5,229,395	5,217,775	2,195,638
西 予 市	15,028,464	3,045,167	11,983,297	11,973,355	937,863
東 温 市	7,347,282	3,347,249	4,000,033	3,995,173	642,566
市 計	253,736,466	137,304,886	116,431,580	116,263,720	26,725,572
上 島 町	3,775,111	565,800	3,209,311	3,206,814	230,387
久 万 高 原 町	6,360,503	868,631	5,491,872	5,487,664	365,284
松 前 町	4,733,827	3,449,226	1,284,601	1,281,469	634,996
砥 部 町	4,446,865	1,870,759	2,576,106	2,573,164	381,272
内 子 町	6,493,577	1,415,017	5,078,560	5,074,265	399,485
伊 方 町	4,944,020	2,045,294	2,898,726	2,895,455	471,349
松 野 町	1,872,453	284,762	1,587,691	1,586,452	107,043
鬼 北 町	4,407,850	849,710	3,558,140	3,555,224	265,375
愛 南 町	9,504,051	1,744,698	7,759,353	7,753,066	571,820
町 計	46,538,257	13,093,897	33,444,360	33,413,573	3,427,011
県 計	300,274,723	150,398,783	149,875,940	149,677,293	30,152,583

(注) 1 基準財政需要額及び基準財政収入額は、錯誤措置後のものである。
2 25年度の調整率は、0.000661556である。

町からの お知らせ

松前町

● 珍味はうまいが のんだらのられん

松前名物でいのちを守るユニークポスター

このポスターは、住民代表・地元企業・女性団体・警察関係者で組織する（会長 白石勝也松前町長）松前町交通安全推進協議会のメンバー（約30名）が、安全なまちづくりを検討する2年間のワークショップの成果品として作成しました。交通安全十町のPRを兼ねたポスターをつくるろう！とメンバー自らの出演で、手作り感にあふれ、町を思っただかいたかいポスターに仕上がりました。

種類は、対象者にあわせ、高齢者用（あぶない！ おたたさん おったまげ〜）大人用（珍味はうまいが のんだらのられん）こども用（とばしすぎ わきみとびだし はやまがり）の3種類です。

◇高齢者用

ワークショップで出た、ヒヤッと体験（横断歩道を横断中、車にひかれそうになってヒヤッ。携帯電話で話しながらの自転車にヒヤッ。子どもの飛び出しにヒヤッ。高齢者の立ち話にヒヤッ。など）を、推進協議会員が、松前の偉人義農作兵衛一家と松前の誇る鮮魚商おたたさんに扮し、

再現。交通安全推進協議会長である町長も義農作兵衛に扮し熱演です。今年、3月には、交通死亡事故連続記録が500日を越え、交通安全優良市町表彰を愛媛県からいただいた松前町ですが、609日目に発生した死亡事故は、横断歩道横断中の自転車運転者と自動車との衝突でした。安全なまち松前町でありつづけてほしいというメンバーの願いが込められています。

◇大人用

珍味発祥の地松前町。小魚珍味加工生産量日本一を誇る松前の珍味を囲み、地元老舗、川崎屋で撮影しました。松前町が誇る珍味は、うまい！もちろんお酒もすすみます。だけど、飲酒運転は絶対ダメ！松前町の名産と、飲酒運転根絶の思いを合体させたポスターです。

なじみの店で、おいしい珍味で飲む公安推進協の皆さんの、素敵な笑顔は、大好きな松前町が、いつまでも安全なまちであってほしいという願いが込められています。おいしい珍味で楽しく飲んだ後は、無事故・無違反で気持ちよく。

◇こども用

人力だけで桶をこぎすすめる松前町の夏の風物詩はんぎり競漕。こどもたちの表情も真剣そのものです。とばしすぎもわきみとびだしもはやまがりも海の上での競漕だけにしておいて。道路でのあせる気持ちは事故のもとです。

栈橋で応援する、公安推進協の皆さんは、こどもたちの安全を願ってやみません。

ありきたりな交通安全の枠を超え、笑顔で安全なまちづくりを訴えるポスターの根底には、松前町を思っ熱い気持ちが込められています。



こども用



大人用



高齢者用



嘘・偽と信頼

10月は、引き続きの夏日、次々と台風襲来、各地で記録破りの降雨量。ヨーロッパでも暴風雨に見舞われる等、今や、自然界の籠が外れたような地球規模の異常気象。毎度の気象変化は、戸惑いより危機を感じる。

平成の人間社会も倫理の籠が外れてきたらしい。またまた「偽」の問題が表に出てきてにぎやかである。

「偽装」(ほかの物とよく似た色や形にして人目を欺くこと)。「誤表示」(誤とはうっかり間違ふこと。あやまち。表示とは外部へあらわし示すこと)とある。「常」(じょう)、「偽」(ぎ)、「誤」(ご)濁音がつくと濁れてくるのか、昨今すっきりしない。ことばの理解、解釈は、如何になったのか。真実を駆逐しそうである。故意か? 普通か?、関係者は説明に大変であろう。ただ常識(普通一般人が持ち、また、持っているべき標準値力。専門的知識で無い一般的知識とともに理解力・判断力・思慮分別などを含む)が何処に位置するのか。

「嘘偽」とは、「嘘」(真実でないこと。いつわり)。「偽」(事実でないこと。ありのままでないこと。うそ。また、だますこと)とある。(いずれも広辞苑)

さて、「嘘・偽」は、古今東西、時代に限りなく、しかも何処の世界にも蔓延っている『浜の真砂が尽きる』

とも、世に嘘・偽は無くならない』形容の代物のようである。

「ずーっと昔の幼児教育定番のことばに『嘘つきは、泥棒の始まり!』」がある。約180年前に活躍し、未だに名前が知られる有名な泥棒に鼠小僧次郎吉がいる。鼠小僧とは後世の物語で、義賊として芝居や娯楽映画の主人公になった人物である。

鼠小僧次郎吉は、1800年に芝居小屋で生まれる。父子家庭、父は木戸番で博打打ち、後に行方不明になる。次郎吉も博打打ちで大酒飲みであつたらしい。大名屋敷96箇所へ入り3千両(3億円)を盗み、天保2年8月12日罪死とある(天保3年処刑の説もある)。当時、町人長屋の貧乏人に金をばら撒いた事実は定かでないが、全てを博打と酒に入れ込んだかどうかは不明。

因みに、鼠小僧の墓(東京両国の回向院など他にもある)が松山市持田町3丁目 県総合社会福祉会館東側の市道を挟んだ「西龍禪寺」にある。墓の正面に「教覚速善居士」、側面の俗名「鼠小僧治良吉」を見て、義賊の「鼠小僧」と想えば「嘘・偽」でも許される範囲、ロマンが広がる。インターネットなど世界の隅々まで行き来する情報社会の今日、人口の多い隣某大国では、情報管理が強化されたやに仄聞するが、事件の「嘘・偽」は、常識人が受け手側として判断するもので、人社会は、相対する者の「信頼」こそが大切である。

「迷誤へいたる道は、無数にある。だが真理いたる道は、ただ一筋だ」(ルソー フランスの作家・啓蒙思想家)

10月の会と催し

- ▽1日 青森県町村会内子町視察
- ▽2日 平成25年度地方行政講習会(3日まで)、町村議会の制度・運営に関する検討委員会幹事会
- ▽3日 全国町村議会議長会連絡調整会議、全国町村監査委員協議会幹事会、東北被災地3県市町村への人材支援についての合同訪問要請活動
- ▽4日 退職手当組合システム変更説明会
- ▽5日 (公財)愛媛県総合保健協会発足15周年記念式典レセプション
- ▽6日 松山赤十字病院並びに松山赤十字看護専門学校創立100周年記念式典・記念祝賀会
- ▽8日 平成25年度町村監査功労者表彰式及び第23回町村監査委員全国研修会(9日まで)、秋田県市町村総合事務組合から視察
- ▽9日 平成25年度愛媛地方税務協議会、第61回愛媛県社会福祉大会
- ▽10日 日本下水道事業団来局、「鳥獣被害対策実施隊」制度概要説明に中国四国農政局来局、交通政策審議会地域公共交通部会、中央教育審議会教育制度分科会、全国過疎問題シンポジウムinながさき(11日まで)
- ▽15日 中央教育審議会第86回総会
- ▽16日 九州地区町村議会議長会協議会との懇談会、地方分権有識者会議
- ▽17日 中国・四国各県町村会災害共済事務連絡会議(18日まで)
- ▽21日 地域医療支援センター運営委員会設置の説明

- ▽22日 町村議会の制度・運営に関する検討委員会
- ▽23日 全国町村議会議長会都道府県会長会、(一財)全国町村議員会館臨時評議員会
- ▽24日 全国山村振興連盟理事会、自治振興セミナー
- ▽27日 平成25年度「小・中学生のふるさと学習作品展」表彰式
- ▽28日 交通政策審議会地域公共交通部会
- ▽29日 中央教育審議会教育制度分科会
- ▽30日 与党税制調査会ヒアリング、平成25年度災害共済加入推進会議
- ▽31日 愛媛県農業会議10月定例常任会議員会議、「人権のまちづくり対策基本法」並びに「人権侵害救済法」の早期制定を求める第41回「愛媛中央集会」、四国四県市町村振興協会事務連絡会議、秋の園遊会

編集後記

「松山や 秋より高き 天守閣」

見上げると碧く透きとおった空が広がり、うれしくなってしまう。でも秋の日はつるべ落とし。あつという間に一日が終わってしまいます。明日から霜月、神帰月。もう冬隣です。

近ごろ、ふと思ふことがあります。それは、年々、執着心が薄れてきたということ。ものごとに対して頓着することが少なくなってきました。めぐりくる季節をかぞえながら、湯加減が変わってきたのでしょうか。不思議です。焼酎と、お湯の加減はかわりがないのに。うーん。

全国町村 議会議員 団体医療保険

新・団体医療保険 (医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険)

【保険期間】 平成26年1月1日午後4時から1年間

「病気」を補償し、ご安心をお届けする制度です。



安心の団体医療保険 5つの特長

1 「病気」を補償します!

- 病気による入院・手術を補償します。三大疾病 (がん・急性心筋こうそく・脳卒中) となった場合の補償もセットできます。
- 病気による入院は、日帰り入院から補償します^(注1)。また、1回の入院につき120日限度、通算1,000日まで補償します。

4 お手続きは簡単です!

- ご加入の際、医師の診査は不要です。簡単な告知で加入できます^(注2)。
- 保険期間は1年間です。以降1年ごとに自動継続となりますので、お手間が掛かりません^(注3)。

2 団体割引30%の、割安な保険料です!

ご加入年齢 満60歳～満64歳の場合 (A型にご加入いただいた場合)

疾病入院保険金 1日につき	最大補償の場合 入院保険金日額の40倍	23,070円
5,000円	最大手続以外の場合 入院中の手術: 入院保険金日額の20倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	

(保険期間1年・年払、団体割引30%適用)

5 無料の健康・介護相談サービス (損保ジャパン・アシスタントダイヤル) をご利用いただけます!

3 議員・退職議員の皆さまのための制度です!

- 議会議員を退職後も、継続して加入できます。
- 議員の皆さまの配偶者も加入できます。
- 79歳 (保険始期日時点の満年齢) まで加入できます。

(注1) 日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合などのことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

(注2) 加入申込書および被保険者健康告知書の内容により、お引き受けをお断りしたり、お引き受けの条件を制限させていただくことがあります。

(注3) 本制度は保険期間の中途でのご加入はできません。

※このポスターは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【保険契約者】
全国町村議会議員互助会

【取扱代理店】
株式会社 まちむら
〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階
TEL 03-3264-6830 FAX 03-3264-8308

【引受保険会社】
株式会社 損害保険ジャパン
営業開発第二部 第三課
〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL 03-3593-6456 FAX 03-3593-6753